

下水道事業

5 年 表

年	全 国	豊 橋 市
文久 元	横浜居留地に側溝築造	
明治 1 6	内務省は東京市に下水道築造を命じた	
3 2	仙台市着手	
3 3	下水道法公布	
4 4	東京市、名古屋市着手	
大正 1 1	東京市三河島汚水処理場運転開始	
1 2	大阪市で初めて受益者負担金徴収	
1 4	ヒューム管製作開始	
昭和 3		大阪市実験プラント視察
5	名古屋市堀留・熱田処理場運転開始 東京市砂町汚水処理場運転開始	下水道調査に着手
7		下水道工事に着工 受益者負担金徴収
9	京都市吉祥院処理場運転開始	
1 0	下水試験法制定	野田処理場運転開始
1 2	岐阜市中部処理場運転開始	
1 3	放流水水質基準制定 岐阜市で初めて使用料徴収	
1 5	大阪市津守処理場運転開始	
2 1		戦災復興事業着手（29年度まで）
2 2	国庫補助再開	
2 7	地方公営企業法公布	使用料徴収開始
3 0		地方公営企業法適用
3 1		第1次拡張事業着手（39年度まで）
3 2	水道行政三分割の閣議決定	
3 3	下水道法の抜本的改正	
3 8	第1次下水道整備五箇年計画策定	
3 9		第2次拡張事業着手（44年度まで）
4 2	第2次下水道整備五箇年計画策定 下水道整備緊急措置法制定	
4 3		第3次拡張事業着手（52年度まで）
4 6	第3次下水道整備五箇年計画策定	
4 7		機構改革（水道事業会計から独立）
4 8		中島処理場運転開始 し尿（天津・天伯）供用開始
4 9	国庫補助事業補助率改定	
5 1	第4次下水道整備五箇年計画策定	下水道事業調査特別委員会設置
5 2		特環（高根）供用開始 第4次拡張事業着手（平成2年度まで） し尿（植田）供用開始
5 3		地域下水道事業特別会計設置
5 5	豊川浄化センター運転開始	
5 6	第5次下水道整備五箇年計画策定	特環（豊南）供用開始
5 7		特環（日色野）供用開始
5 9		使用料体系の変更（平均改定率75.01%）
6 0	国庫補助事業補助率改定	処理開始50周年記念行事挙行 富士見台処理場運転開始

年	全 国	豊 橋 市
6 1	第 6 次下水道整備五箇年計画策定	下水道モニター制度発足 富士見台処理場供用開始
6 3		使用料の改定(平均改定率19.31%) 特環(五並)、し尿(野依台)供用開始
平成 元	消費税導入	下水道使用料の改定(消費税相当分3%)
2		下水道事業調査特別委員会 「調査研究のまとめ」発刊し、終了 下水道局庁舎建設により移転 農集排(野依)供用開始
3	第 7 次下水道整備五箇年計画策定	第 5 次拡張事業着手(平成 9 年度まで)
5	国庫補助事業補助率恒久化	機構改革
6		第 5 次拡張事業見直し 特環(駒形)供用開始
7		使用料の改定(平均改定率10.92%) 農集排(下条)供用開始
8	第 8 次下水道整備七箇年計画策定	
9	財政構造改革推進により 2 年延長 消費税 5 %へ変更	下水道使用料の改定(消費税相当分3%→5%) 特環(大村)供用開始
1 0		第 6 次拡張事業着手(平成 1 6 年度まで)
1 1		農業集落排水施設を地域下水道として 包括及び機構改革・中核市へ移行
1 2	地方分権一括法の施行	農集排(雲谷・中原)、し尿(いづみが丘、 むつみね台、若松東)供用開始 地域下水道使用料従量制へ移行
1 3		水道局・下水道局統合 第 6 次拡張事業見直し 特環(石巻金田)、農集排(五号)供用開始
1 4		し尿(杉山御園・植田三区)供用開始
1 6	特定都市河川浸水被害対策法施行	特環(下五井・横須賀)供用開始
1 7		第 7 次拡張事業着手(平成 2 2 年度まで) 農集排(石巻高井)供用開始
1 8		上下水道事業中期経営計画策定
1 9		特環(大山)供用開始
2 1		第 7 次拡張事業見直し 上下水道事業中期経営計画(改訂版)策定
2 2	社会資本整備総合交付金創設	
2 3		上下水道ビジョン策定 特環(神ヶ谷・神郷)供用開始 第 8 次拡張事業着手(平成 2 7 年度まで)
2 6	消費税 8 %へ変更	農集排(高山)供用開始 改定後の地方公営企業会計基準を適用 下水道使用料の改定(消費税相当分5%→8%)
2 8		第 9 次拡張事業着手(令和 2 年度まで) 第 1 次再整備事業着手(令和 2 年度まで)
2 9		バイオマス活用センター運転開始

※特環：特定環境保全公共下水道、農集排：農業集落排水施設、し尿：し尿処理施設等